

松江市告示第 84 号

松江市家族介護用品支給事業実施要綱（平成 18 年松江市告示第 192 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 28 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、松江市が実施する家族介護用品支給事業(重度の在宅高齢者を介護している家族に対して、毎月あらかじめ指定された介護用品を自宅まで配達することをいう。以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めることにより、事業の円滑な実施を図り、もって家族介護者の身体的、経済的__負担の軽減を図るとともに在宅で介護されている高齢者の福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>(実施主体)</p> <p>第 2 条 <u>事業の実施主体は、松江市とする。</u></p> <p><u>ただし</u> _____、____対象者及び<u>事業により支給する介護用品の品目</u>の決定以外の業務については、適切な事業運営が確保できると認められる団体(以下「事業者」という。)に委託して行うものとする。</p> <p>(対象者)</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、松江市が実施する家族介護用品支給事業(重度の在宅高齢者を介護している家族に対して、毎月あらかじめ指定された介護用品を自宅まで配達することをいう。以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めることにより、事業の円滑な実施を図り、もって家族介護者の身体的、経済的<u>な</u>負担の軽減を図るとともに在宅で介護されている高齢者の福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>(実施主体)</p> <p>第 2 条 _____</p> <p><u>事業の実施に当たり、市は対象者及び支給品目</u> _____の決定以外の業務については、適切な事業運営が確保できると認められる団体(以下「事業者」という。)に委託して行うものとする。</p> <p>(対象者)</p>

第3条 事業の対象者は、松江市に住所を有する者で、第5条の規定による利用申込の時点で次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 介護保険の要介護認定において要介護4又は要介護5と認定された在宅高齢者と現に一緒に生活し、介護している同一世帯の家族であること。

(2) 利用申込に係る年度(当該利用申込があった日の属する月が4月及び5月の場合にあつては、前年度)の市町村民税が世帯全員非課税であること。

(支給上限)

第4条 この事業による介護用品の支給は、1月ごとに松江市が別に定める支給対象品目一覧表の単価により6,250円を上限として行うものとする。

(利用の決定)

第6条 市長は、前条の利用申込があつたときは、速やかに当該利用申込に係る年度(当該利用申込があつた日の属する月が4月又は5月の場合にあつては、前年度)の世帯全員の市町村民税課税状況その他必要な調査を行い、事業の利用の要否を決定し、事業を利用しようとする者及び事業者に通知するものとする。

(支給の開始)

第7条 市長は、前条の利用決定を受けた者(以下「利用者」という。)に対して、当該利用に係る利用申込があつた日の属する月

第3条 事業の対象者は、松江市に住所を有する者で、申請日時点で次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 介護保険の要介護認定において要介護4又は要介護5と認定された在宅高齢者をを 介護している同一世帯の家族であること。

(2) 申請に係る年度の前年度の市町村民税が世帯全員非課税であること。

(支給額)

第4条 この事業の支給額は、1月当たり6,250円以内とする。ただし、松江市が別に定める支給対象品目一覧表の単価で計算するものとする。

(利用の決定)

第6条 市長は、前条の利用申込があつたときは、速やかに申請に係る年度の前年度の市町村民税課税状況その他必要な調査を行ない、事業の利用の要否を決定し、事業を利用しようとする者及び事業者に通知するものとする。

(支給の開始)

第7条 市長は、前条の利用決定を受けた者(以下「利用者」という。)に対して、申請があつた日の属する月

の翌月から、事業を実施するものとする。

(支給される用品の変更)

第8条 略

2 市長は、前項の届出があった場合には、支給する介護用品を当該届出があった日

の属する月の翌月から \_\_\_\_\_ 変更し、利用者及び事業者に通知するものとする。

(利用者の義務)

第9条 利用者及びその家族は、この制度の目的に沿った利用に努めるとともに \_\_\_\_\_、事業の遂行に協力しなければならない。

2 略

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか介護用品支給の必要がなくなった場合

(利用の取り消し)

第10条 市長は、毎年6月1日を基準日として、利用者の世帯全員の市町村民税の課税状況及び介護保険の要介護の認定状況を確認し、利用者が事業の対象でなくなったと認められる場合又はその他の理由により利用者が事業の対象でなくなったと認められる場合は、利用の決定を取り消し、利用者及び事業者に通知するものとする。

(遵守義務)

第11条 事業者は、その業務を行うに当たっては利用者の人格を尊重するとともに、当該利用者及びその家庭について知り得た秘密を漏らしてはならない。

の翌月から、事業を実施するものとする。

(支給品目 \_\_\_\_\_ の変更)

第8条 略

2 市長は、前項の届け出があった場合には、届け出があった日

の属する月の翌月から支給品目を変更し、利用者及び事業者に通知するものとする。

(利用者の義務)

第9条 利用者及びその家族は、この制度の目的に沿った利用に努めるとともに費用負担の円滑な納入等、事業の遂行に協力しなければならない。

2 略

(1)・(2) 略

(3) 前各号に掲げるもののほか介護用品支給の必要がなくなった場合

(利用の取り消し)

第10条 市長は、 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_利用者が事業の対象でなくなったと認められる場合は、利用の決定を取り消し、利用者及び事業者に通知するものとする。

(遵守義務)

第11条 事業者は、その業務を行うにあたっては利用者の人格を尊重するとともに、当該利用者及びその家庭について知り得た秘密を漏らしてはならない。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。